

和光市駅北口土地区画整理事業における
保留地について

保留地について

1 保留地について

保留地とは、土地区画整理事業の施行により整備された宅地のうち、一部を換地として定めず、事業費に充当するために売却したり、一定の目的に使用するために施行者が確保する土地をいいます。

公共団体施行の場合には、事業施行後の宅地価格の総額が、施行前の宅地価格の総額を超える場合において、その差額に相当する額の範囲内で保留地を定めることができます。この場合、保留地は、事業費に充てるためのものに限られ、土地区画整理審議会の同意を得て定められます。(法 96 条 2 項、3 項)

本地区においては、第 2 1 回審議会及び第 2 3 回審議会にて保留地を定めることについて同意を得ています。

土地区画整理法 抜粋

(保留地)

第九十六条 第三条第一項から第三項までの規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、または基準、規約若しくは定款で定める目的のため、一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。

2 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定により施行する土地区画整理事業の換地計画においては、その土地区画整理事業の施行後の宅地の価格の総額（第九十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定により建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持ち分を与えるように定める場合においては、当該建築物の価格を含むものとする。以下同じ。）がその土地区画整理事業の施行前の宅地の価格の総額を超える場合においては、土地区画整理事業の施行の費用に充てるため、その差額に相当する金額を超えない価格の一定の土地を換地として定めず、その土地を保留地として定めることができる。

3 第三条第四項若しくは第五項、第三条の二又は第三条の三の規定による施行者は、前項の規定により保留地を定めようとする場合においては、土地区画整理審議会の同意を得なければならない。

2 本地区における保留地の概要

(1)保留地調書

No	街 区	画 地	地 積(m ²)
1	1	1	1 6 2
2	1	1 3	1 1 3
3	1 5	2 2	3 6
4	1 7	4	2 9 3
5	1 7	1 0	2 7 8
6	2 1	3	1 5 2
7	2 2	2	3 1 9
8	2 2	4	1 2 0
9	2 2	8	4 2
1 0	2 6	8	5 1
1 1	2 8	8	3 0
	合計	1 1 画地	1, 5 9 6

(2)保留地箇所

別紙 仮換地図参照